

# 目 次

はしがき

1	はじめに	1
2	メンタルヘルス情報の特殊性	7
2.1	取扱いにかかる厳格な保護の必要性	7
2.2	関係者による把握の必要性	10
2.3	加工された情報とは	19
3	現行のメンタルヘルス情報の取扱いにかかるルール	23
3.1	主な規制法	23
3.1.1	個人情報保護法	23
3.1.1.1	法の原則～OECDガイドライン～	23
3.1.1.2	法の適用対象	26
3.1.1.3	履行確保	32
3.1.1.3.1	苦情処理制度	32
3.1.1.3.2	個人情報保護委員会等の関与制度	36
3.1.1.4	整理	39
3.1.2	労働安全衛生法	40
3.1.2.1	第104条の規制内容	40
3.1.2.2	健診情報の保護について	46
3.1.2.2.1	検討会報告書の示唆	46
3.1.2.2.2	判例の示唆	47
3.1.2.2.3	メンタルヘルス検診の受診命令の有効性	52
(1)	空港グランドサービス（AGS）・日航事件東京地判平成3年3月22日労働判例586号19頁	
(2)	日本ビューレット・パッカード事件最2小判平成24年4月27日裁判所時報1555号8頁他（1審：東京地判平成22年6月11日労働判例1025号14頁、2審：東京高判平成23年1月26日労働判例1025号5頁）	
(3)	ティー・エム・イーほか事件東京高判平成27年2月26日労働判例1117号5頁	
3.1.3	刑法	62
3.1.3.1	現行法の定めと改正刑法草案の定め	62

3.1.3.2 「秘密」の定義	65
3.1.3.3 漏示の具体的内容	67
3.1.3.4 特別刑法の類似規定	67
<b>3.2 プライバシー（権）の法理</b>	68
3.2.1 歴史・背景	68
3.2.2 名誉毀損との関係	72
3.2.3 主要な判例	74
3.2.3.1 概念の生成及び展開	74
3.2.3.2 公権力行使との関係	77
3.2.3.3 近年の判例動向①～民事一般～	78
3.2.3.4 近年の判例動向②～労働関係～	81
1 認定事実（略）	
2 Y組合による本件ファイル作成等が不法行為に当たるか	
(1) 同じくプライバシー侵害に当たるか	
ア Xら各情報のプライバシー情報該当性	
イ Xら各情報の収集について	
ウ Xら各情報の保管について	
エ Xら各情報の使用について	
(2) 同じくXらの職場における自由な人間関係を形成する自由の侵害に当たるか	
3 Y1～Y5の不法行為の成否	
3.2.4 様々な憲法学説	89
3.2.4.1 (1) 私生活保護権説（宴のあと事件ほか）：マスコミや観衆からの法的保護	89
3.2.4.2 (2) 自己決定権説（芦部信喜ほか）：(1) 説の進化型	90
3.2.4.3 (3) 自己情報コントロール権説（佐藤幸治ほか）：「道徳的自律」を行う個人に対する法的保護	91
3.2.4.4 (4) 社会的評価からの自由説（阪本昌成ほか）：他者による評価から自由に生きることの法的保護	93
3.2.4.5 (5) 多元的社會關係形成の自由説（棟居快行）：人が形成する役割イメージの法的保護	94
3.2.4.6 整理	95
<b>3.3 従来の行政指針等</b>	97
<b>3.4 事業場自治によるルール形成</b>	104
<b>4 情報取扱いの各場面に応じたルール</b>	111
<b>4.1 情報収集に関するルール</b>	111

4.1.1	法令の定め	111
4.1.1.1	第17条について	112
4.1.1.2	第18条について	118
4.1.1.3	第15条について	120
4.1.2	従来の行政指針等	122
4.1.2.1	法的性格	122
4.1.2.2	行政指針等の示唆	124
4.1.2.2.1	行動指針	124
4.1.2.2.2	中間取りまとめ	127
4.1.2.2.3	検討会報告書	131
4.1.2.2.4	雇用管理ガイドライン（先の雇用管理指針）	133
4.1.2.2.5	留意事項	133
4.1.2.2.6	あり方検報告書	138
4.1.2.2.7	メンタルヘルス指針	145
4.1.2.3	整理	149
4.1.3	判例学説	158
<b>4.2</b>	<b>保管・利用に関するルール</b>	<b>164</b>
4.2.1	法令の定め	165
4.2.1.1	能動的取扱いに関する規制	167
4.2.1.1.1	第16条について	167
4.2.1.1.2	第19条について	173
4.2.1.1.3	第20条について	175
4.2.1.1.4	第21条及び第22条について	179
4.2.1.2	本人関与への受動的対応に関する規制	183
4.2.1.2.1	第27条（旧第24条）について	183
4.2.1.2.2	第28条（旧第25条）について	187
4.2.1.2.3	第29条（旧第26条）について	190
4.2.1.2.4	第30条（旧第27条）について	193
4.2.2	従来の行政指針等	194
4.2.2.1	行動指針	194
4.2.2.2	中間取りまとめ	202
4.2.2.3	検討会報告書	210
4.2.2.4	雇用管理ガイドライン（先の雇用管理指針）	215
4.2.2.5	留意事項	222
4.2.2.6	あり方検報告書	227
4.2.2.7	メンタルヘルス指針	228
4.2.2.8	整理	234
4.2.3	判例学説	240

<b>4.3 第三者提供に関するルール</b> .....	245
4.3.1 法令の定め	245
4.3.2 従来の行政指針等	251
4.3.2.1 行動指針	251
4.3.2.2 中間取りまとめ	255
4.3.2.3 検討会報告書	260
4.3.2.4 雇用管理ガイドライン（先の雇用管理指針）	264
4.3.2.5 留意事項	268
4.3.2.6 あり方検報告書	271
4.3.2.7 メンタルヘルズ指針	274
4.3.2.8 整理	278
4.3.3 判例学説	279
<b>5 おわりに</b> .....	281
<b>5.1 検討の総括</b> .....	281
(1) 個人情報保護法の規制内容と法的性格 (3.1.1関係)	
(2) 法定健診等の制度的特徴とその展開 (3.1.2関係)	
(3) 産業医は業務上獲得したメンタルヘルズ情報を本人同意なく事業者に提供できるか (3.1.3.1関係)	
(4) 加工情報は(要配慮)個人情報に該当するか (2.3、4.1.1.1関係)	
(5) 情報加工の是非とありよう (2.3関係)	
(6) プライバシー権の本質と保護の必要条件 (3.2関係)	
(7) 個別的な本人同意を得られない場合の場面ごとの情報の取扱い要件 (4.1～4.3関係)	
ア 収集の場面 (4.1関係)	
イ 保管・利用の場面 (4.2関係)	
ウ 第三者提供の場面 (4.3関係)	
<b>5.2 結論</b> .....	290